

株 主 各 位

第123期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

第123期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）

■参考書類

第1号議案 定款一部変更の件 2. 新旧対照表

■事業報告

- 5. 会計監査人に関する事項
- 6. 業務の適正を確保するための体制
（内部統制に関する基本方針）
- 7. 会社の支配に関する基本方針

■連結計算書類

連結注記表

■計算書類

個別注記表

上記の事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、以下のインターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより、株主の皆様を提供しております。

http://www.sharp.co.jp/corporate/ir/event/shareholder_meeting/

シャープ株式会社

参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

2. 新旧対照表

「1. 変更の理由及び内容」による変更後の具体的規定については、下記「変更案」の欄のとおりです。
なお、下記「現行定款」の欄は、ご参考となると認める事項であり、ご送付いたしました参考書類において省略いたしました削除前の規定を含め記載しております。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目 的) 第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 12. (省 略) 13. <u>農産物の生産及び販売</u> 14. ～18. (省 略) (新 設) 19. ～21. (省 略)	(目 的) 第3条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～ 12. (現行どおり) 13. <u>食品の製造、加工、輸出入及び販売</u> 14. ～18. (現行どおり) 19. <u>金融商品取引に関する業務</u> 20. ～22. (現行どおり)
(機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機 関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査役</u> <u>3. 監査役会</u> 4. 会計監査人	(機 関) 第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機 関を置く。 1. 取締役会 2. <u>監査等委員会</u> <u>3. 会計監査人</u>
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>100億株</u> とし、 当社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のと おりとする。 普通株式 100億株 A種類株式 20万株 <u>B種類株式 2万5,000株</u> C種類株式 1,136万3,636株	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>10億株</u> とし、当 社の発行可能種類株式総数は、それぞれ次のと おりとする。 普通株式 10億株 A種類株式 20万株 C種類株式 <u>113万6,363株</u>
(A種類株式) 第6条の2 (省 略) ⑥金銭対価とする取得請求権 1. 金銭対価取得請求権 A種類株主は、平成33年7月1日以降、(a)償 還請求日(以下に定義する。)における分配可能 額(会社法第461条第2項に定める分配可能額を いう。)から、(b)償還請求日において発行済	(A種類株式) 第6条の2 (現行どおり) ⑥金銭対価とする取得請求権 1. 金銭対価取得請求権 A種類株主は、平成33年7月1日以降、償還 請求日(以下に定義する。)における分配可能額 (会社法第461条第2項に定める分配可能額を いい、以下、本条において「償還請求可能額」

現 行 定 款	変 更 案
の全てのB種種類株式（当社が有するものを除く。）の数にB種残余財産分配額（次条第3項第1号に定義される。）を乗じた額を控除した額（以下、本条において「償還請求可能額」という。）が正の値であるときに限り、毎月1日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、本条において「償還請求日」という。）として、償還請求日の60取引日前までに当会社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下、本条において「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、本条において「償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種種類株式の数に、（i）A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額並びに（ii）A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本号においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。ただし、償還請求日において償還請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、償還請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみ当会社はA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。	という。）が正の値であるときに限り、毎月1日（当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。）を償還請求が効力を生じる日（以下、本条において「償還請求日」という。）として、償還請求日の60取引日前までに当会社に対して書面による通知（撤回不能とする。以下、本条において「償還請求事前通知」という。）を行った上で、当会社に対して、金銭の交付と引換えに、その有するA種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること（以下、本条において「償還請求」という。）ができるものとし、当会社は、当該償還請求に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、当該償還請求に係るA種種類株式の数に、（i）A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額並びに（ii）A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本号においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「償還請求日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。ただし、償還請求日において償還請求がなされたA種種類株式の取得と引換えに交付することとなる金銭の額が、償還請求日における償還請求可能額を超える場合には、償還請求がなされたA種種類株式の数に応じた比例按分の方法により、かかる金銭の額が償還請求可能額を超えない範囲内においてのみ当会社はA種種類株式を取得するものとし、かかる方法に従い取得されなかったA種種類株式については、償還請求がなされなかったものとみなす。

現 行 定 款	変 更 案
2. ～3. (省 略) ⑦金銭を対価とする取得条項 当会社は、平成28年7月1日以降、<u>金銭対価償還日</u> (以下に定義される。) の開始時において、<u>B種種類株式の発行済株式</u> (当会社が有するものは除く。) が存しないときに限り、当会社の取締役会が別に定める日 (以下、本条において「金銭対価償還日」という。) が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知 (撤回不能とする。) を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部を取得することができる (以下、本条において「金銭対価償還」という。) ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額並びに(ii) A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 ⑧～⑩ (省 略) ⑪優先順位 1. A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、<u>B種優先配当金</u> (次条第2項第1号に定義される。)、<u>B種累積未払配当金相当額</u> (次条第2項第4号に定義される。) 及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者 (以下、「普通株主等」と総称する。) に対する剰余金の配当の支払順位は、<u>B種累積未払配当金相当</u>	2. ～3. (現行どおり) ⑦金銭を対価とする取得条項 当会社は、平成28年7月1日以降<u>いつでも</u>、当会社の取締役会が別に定める日 (以下、本条において「金銭対価償還日」という。) が到来することをもって、A種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知 (撤回不能とする。) を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、A種種類株式の全部を取得することができる (以下、本条において「金銭対価償還」という。) ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るA種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るA種種類株式の数に、(i) A種種類株式1株当たりの払込金額相当額に110%を乗じて得られる額並びに(ii) A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、A種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、A種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、A種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るA種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。 ⑧～⑩ (現行どおり) ⑪優先順位 1. A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額及び普通株式を有する株主又は普通株式の登録株式質権者 (以下、「普通株主等」と総称する。) に対する剰余金の配当の支払順位は、A種累積未払配当金相当額が第<u>1</u>順位、A種優先配当金が第<u>2</u>順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第<u>3</u>順位とする。

現 行 定 款	変 更 案
額が第1順位、B種優先配当金が第2順位、A種累積未払配当金相当額が第3順位、A種優先配当金が第4順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とする。 2. A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、<u>B種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、A種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。</u> 3. (省 略) <u>(B種種類株式)</u> <u>第6条の3 当社の発行するB種種類株式の内容は、次項から第10項までに定めるものとする。</u> <u>②剰余金の配当</u> <u>1. B種優先配当金</u> <u>当社は、ある事業年度中に属する日を基準日として剰余金の配当をするときは、当該剰余金の配当の基準日(以下、本条において「配当基準日」という。)の最終の株主名簿に記載又は記録されたB種種類株式を有する株主(以下、「B種種類株主」という。)又はB種種類株式の登録株式質権者(B種種類株主と併せて以下、「B種種類株主等」という。)に対し、第10項第1号に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、次号に定める額の金銭による剰余金の配当(かかる配当によりB種種類株式1株当たりに支払われる金銭を、以下、「B種優先配当金」という。)を行う。</u> <u>なお、B種優先配当金に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。</u>	2. A種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、<u>A種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、普通株式に係る残余財産の分配を第2順位とする。</u> 3. (現行どおり) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
2. <u>B種優先配当金の金額</u> <u>B種優先配当金の額は、配当基準日が平成30年3月末日以前に終了する事業年度に属する場合、1,000,000円(以下、本条において「払込金額相当額」という。)に、7.0%を乗じて算出した額の金銭について、配当基準日が平成30年4月1日以降に開始する事業年度に属する場合、払込金額相当額に、8.0%を乗じて算出した額の金銭について、当該配当基準日の属する事業年度の初日(ただし、当該配当基準日が平成28年3月末日に終了する事業年度に属する場合は、平成27年6月30日)(同日を含む。)から当該配当基準日(同日を含む。)までの期間の実日数につき、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)として日割計算を行うものとする(除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。)。ただし、当該配当基準日の属する事業年度中の、当該配当基準日より前の日を基準日としてB種種類株主等に対し剰余金を配当したときは、当該配当基準日に係るB種優先配当金の額は、その各配当におけるB種優先配当金の合計額を控除した金額とする。</u> 3. <u>非参加条項</u> <u>当会社は、B種種類株主等に対しては、B種優先配当金及びB種累積未払配当金相当額(次号に定める。)の額を超えて剰余金の配当を行わない。ただし、当会社が行う吸収分割手続の中で行われる会社法第758条第8号口若しくは同法第760条第7号口に規定される剰余金の配当又は当会社が行う新設分割手続の中で行われる同法第763条第1項第12号口若しくは同法第765条第1項第8号口に規定される剰余金の配当についてはこの限りでない。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
4. 累積条項 <u>ある事業年度に属する日を基準日としてB種類株主等に対して行われた1株当たりの剰余金の配当(当該事業年度より前の各事業年度に係るB種優先配当金につき本号に従い累積したB種累積未払配当金相当額(以下に定義される。))の配当を除く。))の総額が、当該事業年度に係るB種優先配当金の額(当該事業年度の末日を基準日とする剰余金の配当が行われると仮定した場合において、第2号に従い計算されるB種優先配当金の額をいう。ただし、かかる計算においては、第2号ただし書の規定は適用されないものとして計算するものとする。))に達しないときは、その不足額は、当該事業年度(以下、本号において「不足事業年度」という。))の翌事業年度以降の事業年度に累積する。この場合の累積額は、不足事業年度に係る定時株主総会(以下、本号において「不足事業年度定時株主総会」という。))の翌日(同日を含む。))から累積額がB種類株主等に対して配当される日(同日を含む。))までの間、不足事業年度の翌事業年度以降の各事業年度において、当該事業年度が平成30年3月末日以前に終了する事業年度の場合は年率7.0%の利率で、当該事業年度が平成30年4月1日以降に開始する事業年度の場合は年率8.0%の利率で、1年ごと(ただし、1年日は不足事業年度定時株主総会の翌日(同日を含む。))から不足事業年度の翌事業年度の末日(同日を含む。))までとする。))の複利計算により算出した金額を加算した金額とする。なお、当該計算は、1年を365日(ただし、当該事業年度に閏日を含む場合は366日)とした日割計算により行うものとし、除算は最後に行い、円位未満小数第2位まで計算し、その小数第2位を四捨五入する。本号に従い累積する金額(以下、「B種累積未払配当金相当額」という。))については、第10項第1号に定める支払順位に従い、B種類株主等に対して配当する。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
③<u>残余財産の分配</u> 1. <u>残余財産の分配</u> 当会社は、残余財産を分配するときは、B種種類株主等に対し、第10項第2号に定める支払順位に従い、B種種類株式1株につき、払込金額相当額に、B種累積未払配当金相当額及び第3号に定める日割未払優先配当金額を加えた額(以下、「B種残余財産分配額」という。)の金銭を支払う。ただし、本号においては、残余財産の分配が行われる日(以下、本条において「分配日」という。)が配当基準日の翌日(同日を含む。)から当該配当基準日を基準日とした剰余金の配当が行われる時点までの間である場合は、当該配当基準日を基準日とする剰余金の配当は行われないものとみなしてB種累積未払配当金相当額を計算する。なお、B種残余財産分配額に、各B種種類株主等が権利を有するB種種類株式の数を乗じた金額に1円未満の端数が生じるときは、当該端数は切り捨てる。 2. <u>非参加条項</u> B種種類株主等に対しては、前号のほか、残余財産の分配は行わない。 3. <u>日割未払優先配当金額</u> B種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額は、分配日の属する事業年度において、分配日を基準日としてB種優先配当金の支払がなされたと仮定した場合に、第2項第2号に従い計算されるB種優先配当金相当額とする(以下、本条においてB種種類株式1株当たりの日割未払優先配当金額を「日割未払優先配当金額」という。))。 ④<u>議決権</u> B種種類株主は、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会において議決権を有しない。	

現 行 定 款	変 更 案
⑤普通株式対価とする取得請求権 1. 普通株式対価取得請求権 <u>B種種類株主は、平成27年7月1日以降いつでも、当会社に対して、次号に定める数の普通株式(以下、本条において「請求対象普通株式」という。)の交付と引換えに、その有するB種種類株式の全部又は一部を取得することを請求すること(以下、本条において「普通株式対価取得請求」という。)ができるものとし、当会社は、当該普通株式対価取得請求に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、法令の許容する範囲内において、請求対象普通株式を、当該B種種類株主に対して交付するものとする。</u> 2. <u>B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数</u> <u>B種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の数は、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の数に、(i) B種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める普通株式対価取得プレミアムを乗じて得られる額並びに(ii) B種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額を、第3号乃至第6号で定める取得価額で除して得られる数とする。なお、本号においては、B種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「普通株式対価取得請求の効力が生じた日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。</u> <u>また、普通株式対価取得請求に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する普通株式の合計数に1株に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとし、この場合においては、会社法第167条第3項に定める金銭の交付は行わない。</u> <u>「普通株式対価取得プレミアム」とは、普通株式対価取得請求の効力が生ずる日が以下のa乃至fの日に該当するか又はいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下のa乃至fに定める数値をいう。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
a 平成27年7月1日から平成28年6月30日まで：1.05 b 平成28年7月1日から平成29年6月30日まで：1.12 c 平成29年7月1日から平成30年6月30日まで：1.19 d 平成30年7月1日から平成31年6月30日まで：1.26 e 平成31年7月1日から平成32年6月30日まで：1.33 f 平成32年7月1日以降：1.40 3. 当初取得価額 248.3円 4. 取得価額の修正 取得価額は、平成27年9月15日及びそれ以降の6か月ごとの応当日(当該日が取引日でない場合には翌取引日とする。以下、本条において「取得価額修正日」という。))において、各取得価額修正日に先立つ連続する30取引日(以下、本号において「取得価額算定期間」という。)の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。以下同じ。なお、取得価額算定期間中に次号に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は次号に準じて当会社が適当と判断する値に調整される。)の90%に相当する額(円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。)に修正され(以下、本条においてかかる修正後の取得価額を「修正後取得価額」という。)、修正後取得価額は同日から適用される。ただし、修正後取得価額が100.0円(ただし、第6号の調整を受ける。以下、本条において「下限取得価額」という。)を下回る場合には、修正後取得価額は下限取得価額とし、また、修正後取得価額が(i)初回の取得価額修正日より前においては、当初取得価額(ただし、次号の調整を受ける。)、(ii)初回の取得価額修正日以降、第2回の取得価額修正日より前においては、当初取得価額(ただし、次号の調整を受ける。)又は初回の取得価額修正日に係る取得価額算定期間の東京証券取引所が発表する	

現 行 定 款	変 更 案
当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値(なお、取得価額算定期間中に次号に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は次号に準じて当社が適当と判断する値に調整される。)のうち低い方の額、(ⅲ)第2回の取得価額修正日以降においては、当初取得価額(ただし、次号の調整を受ける。)、初回の取得価額修正日に係る取得価額算定期間の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値(なお、取得価額算定期間中に次号に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は次号に準じて当社が適当と判断する値に調整される。))又は第2回の取得価額修正日に係る取得価額算定期間の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値(なお、取得価額算定期間中に次号に規定する事由が生じた場合、当該VWAPの平均値は次号に準じて当社が適当と判断する値に調整される。)のうち最も低い額(ただし、いずれも下限取得価額を下回らず、かつ、第6号の調整を受ける。以下、本条において「上限取得価額」という。)を上回る場合には、修正後取得価額は上限取得価額とする。 5. 取得価額の調整 a 以下に掲げる事由が発生した場合には、それぞれ以下のとおり取得価額を調整する。 (a) 普通株式につき株式の分割又は株式無償割当てをする場合、次の算式により、取得価額を調整する。なお、株式無償割当ての場合には、次の算式における「分割前発行済普通株式数」は「無償割当て前発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。))」、「分割後発行済普通株式数」は「無償割当て後発行済普通株式数(ただし、その時点で当社が保有する普通株式を除く。))」とそれぞれ読み替える。	

現 行 定 款	変 更 案
$\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} \times \frac{\text{分割前発行済普通株式数}}{\text{分割後発行済普通株式数}}$ 調整後取得価額は、株式の分割に係る基準日の翌日又は株式無償割当ての効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日の翌日)以降これを適用する。 (b) 普通株式につき株式の併合をする場合、次の算式により、取得価額を調整する。 $\frac{\text{調整後取得価額}}{\text{調整前取得価額}} \times \frac{\text{併合前発行済普通株式数}}{\text{併合後発行済普通株式数}}$ 調整後取得価額は、株式の併合の効力が生ずる日以降これを適用する。 (c) 本号dに定める普通株式1株当たりの時価を下回る払込金額をもって普通株式を発行又は当会社が保有する普通株式を処分する場合(株式無償割当ての場合、普通株式の交付と引換えに取得される株式若しくは新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。以下、本号において同じ。))の取得による場合、普通株式を目的とする新株予約権の行使による場合又は合併、株式交換若しくは会社分割により普通株式を交付する場合を除く。)、次の算式(以下、本条において「取得価額調整式」という。))により、取得価額を調整する。取得価額調整式における「1株当たり払込金額」は、金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。調整後取得価額は、払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日)の翌日以降、また株主への割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日(以下、	

現 行 定 款	変 更 案
本条において「株主割当日」という。)の翌日以降これを適用する。なお、当社が保有する普通株式を処分する場合には、次の算式における「新たに発行する普通株式の数」は「処分する当社が保有する普通株式の数」、「当社が保有する普通株式の数」は「処分前において当社が保有する普通株式の数」とそれぞれ読み替える。 $ \begin{array}{rcl} & & \text{新たに発行する} \\ & & \text{普通株式の数} \\ \text{調整後} & & \times \\ \text{取得価額} = \frac{\text{調整前} \times \text{当社が保有する普通株式の数}}{\text{取得価額}} \pm \frac{1 \text{ 株当たり} \text{ 払込金額}}{\text{普通株式 1 株} \text{ 当たりの時価}} \\ & & \text{（発行済普通株式数} \\ & & \text{－当社が保有する普通株式の数）} \\ & & \text{＋新たに発行する普通株式の数} \end{array} $ (d) 当社に取得をさせることにより又は当社に取得されることにより、本号dに定める普通株式1株当たりの時価を下回る普通株式1株当たりの取得価額をもって普通株式の交付を受けることができる株式を発行又は処分する場合(株式無償割当ての場合を含む。)、かかる株式の払込期日(払込期間を定めた場合には当該払込期間の最終日。以下、本(d)において同じ。)に、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(株式無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(d)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行又は処分される株式の全てが当初の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」としてかかる価額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後	

現 行 定 款	変 更 案
取得価額は、払込期日の翌日以降、株式無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその日の翌日以降これを適用する。上記にかかわらず、取得に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行又は処分される株式の全てが当該対価の確定時点の条件で取得され普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。 (e) 行使することにより又は当会社に取得されることにより、普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産(金銭以外の財産を出資の目的とする場合には、当該財産の適正な評価額とする。以下、本(e)において同じ。)の合計額が本号dに定める普通株式1株当たりの時価を下回る価額をもって普通株式の交付を受けることができる新株予約権を発行する場合(新株予約権無償割当ての場合を含む。)、かかる新株予約権の割当日に、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日(新株予約権無償割当てに係る基準日を定めた場合は当該基準日。以下、本(e)において同じ。)に、また株主割当日がある場合はその日に、発行される新株予約権全てが当初の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなし、取得価額調整式において「1株当たり払込金額」として普通株式1株当たりの新株予約権の払込価額と新株予約権の行使に際して出資される財産の普通株式1株当たりの価額の合計額を使用して計算される額を、調整後取得価額とする。調整後取得価額は、かかる新株予約権の割当日の翌日以降、新株予約権無償割当ての場合にはその効力が生ずる日の翌日以降、また株主割当日がある場合にはその翌日以降これを適用	

現 行 定 款	変 更 案
する。上記にかかわらず、取得又は行使に際して交付される普通株式の対価が上記の時点で確定していない場合は、調整後取得価額は、当該対価の確定時点において発行される新株予約権全てが当該対価の確定時点の条件で行使され又は取得されて普通株式が交付されたものとみなして算出するものとし、当該対価が確定した日の翌日以降これを適用する。ただし、本(e)による取得価額の調整は、当会社又は当会社の子会社の取締役、監査役又は従業員に対してストック・オプション目的で発行される普通株式を目的とする新株予約権には適用されないものとする。 b 本号aに掲げた事由によるほか、本号b(a)乃至(c)のいずれかに該当する場合には、当会社はB種種類株主等に対して、あらかじめ書面によりその旨並びにその事由、調整後取得価額、適用の日及びその他必要な事項を通知した上、取得価額の調整を適切に行うものとする。 (a) 合併、株式交換、株式交換による他の株式会社の発行済株式の全部の取得、株式移転、吸収分割、吸収分割による他の会社とその事業に関して有する権利義務の全部若しくは一部の承継又は新設分割のために取得価額の調整を必要とするとき。 (b) 取得価額を調整すべき事由が2つ以上相接して発生し、一方の事由に基づく調整後の取得価額の算出に当たり使用すべき時価につき、他方の事由による影響を考慮する必要があるとき。 (c) その他、発行済普通株式数(ただし、当会社が保有する普通株式の数を除く。)の変更又は変更の可能性を生ずる事由の発生によって取得価額の調整を必要とするとき。 c 取得価額の調整に際して計算が必要な場合は、円位未満小数第2位まで算出し、その小数第2位を四捨五入する。	

現 行 定 款	変 更 案
d <u>取得価額調整式に使用する普通株式1株当たりの時価は、調整後取得価額を適用する日に先立つ連続する30取引日の東京証券取引所が発表する当会社の普通株式の普通取引のVWAPの平均値とする。</u> e <u>取得価額の調整に際し計算を行った結果、調整後取得価額と調整前取得価額との差額が0.1円未満にとどまるときは、取得価額の調整はこれを行わない。ただし、本eにより不要とされた調整は繰り越されて、その後の調整の計算において斟酌される。</u> 6. <u>上限取得価額及び下限取得価額の調整</u> 前号の規定により取得価額の調整を行う場合には、<u>上限取得価額及び下限取得価額についても、「取得価額」を「上限取得価額」又は「下限取得価額」に読み替えた上で前号の規定を準用して同様の調整を行う。</u> 7. <u>普通株式対価取得請求受付場所</u> 株主名簿管理人事務取扱場所 <u>東京都中央区八重洲一丁目2番1号</u> みずほ信託銀行株式会社 <u>本店証券代行部</u> 8. <u>普通株式対価取得請求の効力発生</u> 普通株式対価取得請求の効力は、普通株式対価取得請求に要する書類が前号に記載する普通株式対価取得請求受付場所に到達したとき又は当該書類に記載された効力発生希望日のいずれか遅い時点に発生する。 9. <u>普通株式の交付方法</u> 当社は、普通株式対価取得請求の効力発生後、当該普通株式対価取得請求をしたB種種類株主に対して、当該B種種類株主が指定する株式会社証券保管振替機構又は口座管理機関における振替口座簿の保有欄に振替株式の増加の記録を行うことにより普通株式を交付する。	

現 行 定 款	変 更 案
⑥金銭を対価とする取得条項 <u>当会社は、平成28年7月1日以降いつでも、当会社の取締役会が別に定める日(以下、本条において「金銭対価償還日」という。)が到来することをもって、B種種類株主等に対して、金銭対価償還日の60取引日前までに書面による通知(撤回不能とする。)を行った上で、法令の許容する範囲内において、金銭を対価として、B種種類株式の全部を取得することができる(以下、本条において「金銭対価償還」という。)ものとし、当会社は、当該金銭対価償還に係るB種種類株式を取得するのと引換えに、当該金銭対価償還に係るB種種類株式の数に、(i) B種種類株式1株当たりの払込金額相当額に下記に定める償還係数を乗じて得られる額並びに(ii) B種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額の合計額を乗じて得られる額の金銭を、B種種類株主に対して交付するものとする。なお、本項においては、B種累積未払配当金相当額の計算及び日割未払優先配当金額の計算における「残余財産の分配が行われる日」及び「分配日」をそれぞれ「金銭対価償還日」と読み替えて、B種累積未払配当金相当額及び日割未払優先配当金額を計算する。また、金銭対価償還に係るB種種類株式の取得と引換えに交付する金銭に1円に満たない端数があるときは、これを切り捨てるものとする。</u> <u>「償還係数」とは、金銭対価償還日が以下の各号の日に該当するか又はいずれの期間に属するかの区分に応じて、以下の各号に定める数値をいう。</u> <u>1. 平成28年7月1日から平成29年6月30日まで：</u> <u>1.12</u> <u>2. 平成29年7月1日から平成30年6月30日まで：</u> <u>1.19</u>	

現 行 定 款	変 更 案
3. <u>平成30年7月1日から平成31年6月30日まで：</u> 1.26 4. <u>平成31年7月1日から平成32年6月30日まで：</u> 1.33 5. <u>平成32年7月1日以降：1.40</u> ⑦譲渡制限 B種種類株式を譲渡により取得するには、当会社の取締役会の承認を受けなければならない。 ⑧自己株式の取得に際しての売主追加請求権の排除 当会社が株主総会の決議によってB種種類株主との合意により当該B種種類株主の有するB種種類株式の全部又は一部を取得する旨を決定する場合には、会社法第160条第2項及び第3項の規定を適用しないものとする。 ⑨株式の併合又は分割、募集株式の割当て等 1. <u>当会社は、B種種類株式について株式の分割又は併合を行わない。</u> 2. <u>当会社は、B種種類株主には、募集株式の割当てを受ける権利又は募集新株予約権の割当てを受ける権利を与えない。</u> 3. <u>当会社は、B種種類株主には、株式無償割当て又は新株予約権無償割当てを行わない。</u> ⑩優先順位 1. <u>A種優先配当金、A種累積未払配当金相当額、B種優先配当金、B種累積未払配当金相当額及び普通株主等に対する剰余金の配当の支払順位は、B種累積未払配当金相当額が第1順位、B種優先配当金が第2順位、A種累積未払配当金相当額が第3順位、A種優先配当金が第4順位、普通株主等に対する剰余金の配当が第5順位とする。</u> 2. <u>A種種類株式、B種種類株式及び普通株式に係る残余財産の分配の支払順位は、B種種類株式に係る残余財産の分配を第1順位、A種種類株式に係る残余財産の分配を第2順位、普通株式に係る残余財産の分配を第3順位とする。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
②取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各１名及びその他の役付取締役を選定することができる。 (取締役の任期) 第21条 取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (新 設) ②増員又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。 (新 設) (取締役会の招集通知) 第22条 取締役会を招集するには、各取締役及び各監査役に対して会日の３日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。 ②取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。 (新 設)	②取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会長、取締役社長各１名及びその他の役付取締役を選定することができる。 (取締役の任期) 第21条 取締役の任期（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ③増員又は補欠として選任された取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）の任期は、他の在任取締役の任期の満了する時までとする。 ④任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、<u>退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u> (取締役会の招集) 第22条 取締役会を招集するには、各取締役に対して会日の３日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。 ②取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。 (<u>重要な業務執行の決定の委任</u>) 第23条 <u>当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(取締役会の決議方法等) 第23条 (省 略) ②当会社は、取締役会の決議事項について、議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。<u>ただし、監査役が当該決議事項について異議を述べたときは、この限りでない。</u> (取締役の報酬等) 第24条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 第25条～第26条 (省 略) 第5章 監査役及び監査役会 (監査役の員数) 第27条 当会社の監査役は、5名以内とする。 (監査役の選任方法) 第28条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。 ②前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 (監査役の任期) 第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ②補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。 (常勤の監査役) 第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	(取締役会の決議方法等) 第24条 (現行どおり) ②当会社は、取締役会の決議事項について、議決に加わることができる取締役の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。 (取締役の報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。 <u>ただし、監査等委員である取締役の報酬等は、それ以外の取締役の報酬等と区別して定める。</u> 第26条～第27条 (現行どおり) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除) (削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(監査役会の招集通知)</u> 第31条 <u>監査役会を招集するには、各監査役に対して会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。</u> ②<u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査役会を開催することができる。</u>	(削 除)
<u>(監査役会の決議方法)</u> 第32条 <u>監査役会の決議は、監査役の過半数をもって行う。</u>	(削 除)
<u>(監査役の報酬等)</u> 第33条 <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u>	(削 除)
<u>(監査役会規則)</u> 第34条 <u>監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めがあるもののほか、監査役会で定める監査役会規則による。</u>	(削 除)
<u>(監査役の責任免除等)</u> 第35条 <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> ②<u>当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u>	(削 除)
(新 設)	<u>5章 監査等委員会</u>
(新 設)	<u>(監査等委員会の招集)</u> 第28条 <u>監査等委員会を招集するには、各監査等委員に対して会日の3日前までに通知を発するものとする。ただし、緊急のときは、これを短縮することができる。</u> ②<u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。</u>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>(監査等委員会の決議方法)</u> 第29条 監査等委員会の決議は、議決に加わることがで きる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をも って行う。
(新 設)	<u>(監査等委員会規則)</u> 第30条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款 に定めがあるもののほか、監査等委員会で定める監 査等委員会規則による。
第36条～第37条 (省 略) (会計監査人の報酬等)	第31条～第32条 (現行どおり) (会計監査人の報酬等)
第38条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会 の同意を得て定める。	第33条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委 員会の同意を得て定める。
第39条 (省 略) (剰余金の配当)	第34条 (現行どおり) (剰余金の配当等)
第40条 当会社の剰余金の配当は、毎年3月31日の最終 の株主名簿に記録されている株主又は登録株式質権 者に対してこれを行う。	第35条 (現行どおり)
(新 設)	②前項の規定によるもののほか、当会社は、法令に別段 の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって剰 余金の配当等会社法第459条第1項各号に掲げる事 項を決定することができる。
(新 設)	③前項の規定による剰余金の配当の基準日は、次の各号 のとおりとする。 1. 毎年3月31日 2. 毎年9月30日 3. 当会社が別に定める日
第41条～第42条 (省 略)	第36条～第37条 (現行どおり)
	附 則 <u>(定款一部変更の効力発生日)</u> 第6条(発行可能株式総数)及び第8条(単元株式数) の変更は、第6条におけるB種種類株式の発行可能種 類株式総数の削除を除き、平成29年10月1日をもって 効力が発生するものとする。なお、本附則は、当該効 力発生日の経過によりこれを削除する。

現 行 定 款	変 更 案
	(監査役の責任免除等に関する経過措置) <u>第123期定時株主総会の終結前の会社法第423条第1項の行為に関する監査役（監査役であった者を含む。）の責任の免除及び監査役と締結済みの責任限定契約については、なお同定時株主総会の終結に伴う変更前の定款第35条第1項及び第2項の定めるところによる。</u>

事業報告

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 PwCあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額及び当該報酬等について監査役会が同意した理由

当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	295百万円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	344百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の海外の重要な子会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。
3. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて確認した結果、会計監査人の報酬等の額について同意しております。
4. 当社の会計監査人であったあずさ監査法人は、平成28年6月23日開催の第122期定時株主総会終結の時をもって退任いたしました。上記表中記載の金額は、いずれもPwCあらた有限責任監査法人に対して支払うべき額であり、有限責任 あずさ監査法人に対する金額を含んでおりません。なお、前事業年度において同法人に対して、当社が支払うべき報酬等の額は303百万円、当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額は361百万円です。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、そのほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難と認められる場合、又は監査の適正性をより高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断される場合には、当社監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の選任及び解任並びに不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制（内部統制に関する基本方針）

（1） 会社の業務の適正を確保するための体制（内部統制に関する基本方針）の整備に関する取締役会決議内容の概要

① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、自ら率先して「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」を遵守・実践し、従業員の模範となるとともに、グループ全体に徹底する責任を負う。また、取締役会における審議・決定又は報告を通じ、取締役の職務の執行を相互に監督するとともに、監査役による監査を受ける。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

株主総会議事録、取締役会議事録等の重要会議の議事録は、議案に係る資料を含めて社内規程に基づき適正に保管し管理する。決裁書を含めた職務の執行に関する文書については、文書管理規程を定め、適正に保存・管理する。

③ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役による経営の意思決定と業務執行が、迅速かつ効率的に行われる体制を確保する。取締役会規則、職務権限規程等により取締役及び従業員の職位ごとの権限及び責任を明確にする。取締役のうち複数名は社外取締役とし、取締役の推薦・報酬は、独立性のある社外取締役が半数以上を占める任意の「指名委員会」・「報酬委員会」が決定する。なお、両委員会の委員長は、独立性のある社外取締役が務める。

④ 従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「シャープグループ企業行動憲章」及び「シャープ行動規範」を全社に徹底し、その実践を図る。「コンプライアンス基本規程」に基づいて、全社のコンプライアンス推進体制を整備する。また、内部通報制度「クリスタルホットライン」、「競争法ホットライン」及び「ハラスメント相談窓口」の運用、反社会的勢力との関係遮断・排除の社内体制の整備、内部監査によるグループ全体の業務の適正性のチェック等を行う。

⑤ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

「ビジネスリスクマネジメント規程」に基づいて、多様なビジネスリスクに総合的かつ体系的に対応するとともに緊急事態が発生した場合は、当社及び社会に対する損失の最小化と被害の拡大防止を図る。シャープグループ事業継続計画（BCP）を策定し、事業継続マネジメント（BCM）体制を構築する。

⑥ 当社及び当社の子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の経営については、自主管理・自主責任を尊重して経営の機動性を確保するとともに、子会社の業務の適正を親会社と同一水準に保つために、その職務の執行について、適正な指導・監督を行う。シャープグループとしての損失の危険を回避するための体制、及び子会社における職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。

- ⑦ 監査役の職務を補助すべき従業員に関する体制並びにその従業員の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助するため、監査役室に専任の従業員（監査役スタッフ）を置き、監査役の指示による調査の権限を認める。監査役スタッフの人事考課は監査役が行い、その他の人事に関する事項の決定には、監査役の同意を得る。

- ⑧ 取締役及び従業員が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役への報告基準を定め、重要事項（グループ各社に係る事項及び内部通報制度に係る事項を含む）等については、当該基準に従い遅滞なく報告を行う。監査役が当社又はグループ各社の事業の報告を求め、又は業務及び財産の状況を調査する場合は、これに協力する。監査役へ報告したことを理由として、報告者に対して不利益な取扱いを行わない。

- ⑨ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

複数の独立性のある社外監査役を選任し、監査役及び監査役会は独立した機関として取締役の職務の執行を監査する。取締役及び従業員は、監査役会が定めた監査基準と監査計画を尊重し、監査の円滑な遂行と監査環境の整備に協力する。

監査役から職務執行について生ずる費用の前払い又は償還等の請求があったときは、その職務執行に必要なでないことを当社が証明した場合を除き、速やかに処理する。

(2) 内部統制に関する基本方針の運用状況の概要

当社は、上記のとおり「内部統制に関する基本方針」を定め、これに基づく具体的な施策を各部門が策定し、内部統制に係る体制の整備と運用を全社にわたって実施しています。

① 「内部統制委員会」の運営

内部統制の整備・運用状況について、取締役会の諮問機関である「内部統制委員会」で審議し、この結果を取締役に報告している。平成28年度は、内部統制に関する基本方針に沿った施策の取り組み状況及びビジネスリスクマネジメントの運営見直しを審議した。また、各部門の具体的な施策の審議を行い推進を図っている。

② コンプライアンス経営の維持・強化

役員及び全従業員のコンプライアンス意識の向上を目的に、シャープ行動規範に基づくコンプライアンスの学習を定期的実施するとともに、全従業員が社内ルールを正しく理解し、使いこなせるための整備に取り組んでいる。

③ リスクマネジメントの運用

「ビジネスリスクマネジメント規程」の最適化と、同規程に基づくビジネスリスク管理を実践している。多様なビジネスリスクのうち、経営上特に重点的に管理すべきリスクについて、関係部門と連携し管理体制と運用の見直しを図っている。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、「当社株式の大量買付行為に関する対応プラン(買収防衛策)」(以下、「当社買収防衛策」といいます。)を導入して、平成26年6月25日開催の第120期定時株主総会において、その有効期間を平成29年6月30日までに開催される第123期定時株主総会終結の時までとすることにつきご承認をいただいておりますが、平成28年8月12日に、鴻海精密工業股份有限公司、Foxconn (Far East) Limited、Foxconn Technology Pte. Ltd.及び SIO International Holdings Limited (以下、併せて「割当先」といいます。)に対し第三者割当による新株式(普通株式及びC種類株式)を発行したことによって割当先が議決権数の66.07%を保有したことにより、当社買収防衛策を継続する必要が乏しくなったことから、平成28年8月13日開催の取締役会の決議により、当社買収防衛策を廃止いたしました。

連結計算書類

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数及び主要な連結子会社の名称

連結子会社の数 79社

主要な連結子会社の名称

「事業報告 1. 企業集団の現況に関する事項 (10) 重要な親会社及び子会社の状況」に記載しているため省略しております。

このうち、スカイテック・ユー・エム・シー・リミテッド及び同社子会社7社及び他1社については、当連結会計年度において買収したため、連結の範囲に含めております。また、夏普科技(深圳)有限公司他1社については、当連結会計年度において設立したため、連結の範囲に含めております。一方、前連結会計年度まで連結子会社であったシャープビジネスコンピュータソフトウェア(株)は、当連結会計年度において株式の一部を譲渡したため、連結の範囲から除外され、持分法適用会社を含めております。また、前連結会計年度まで連結子会社であったアイオーティー・リーシング・リミテッド他2社は、当連結会計年度において清算結了のため、連結の範囲から除外しております。また、前連結会計年度まで連結子会社であったシャープマニファクチャリングシステム(株)他3社は、当連結会計年度において当社及び当社連結子会社に吸収合併されたため、連結の範囲から除外しております。また、前連結会計年度まで連結子会社であったSDフューチャーテクノロジー(株)他1社は、当連結会計年度において重要性が低下したため、連結の範囲から除外しております。

(2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社の名称 シャープ・インディア・リミテッド

連結の範囲から除いた理由

総資産、売上高、当期純損益、及び利益剰余金等からみて小規模であり、かつ、全体としても連結計算書類の項目に重要な影響を及ぼすものではないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した非連結子会社及び関連会社の数及び主要な会社等の名称

持分法適用非連結子会社の数 2社

持分法適用関連会社の数 25社

主要な会社等の名称 シャープファイナンス(株)、堺ディスプレイプロダクト(株)

このうち、シャープ ジャスダ ロジスティクス(株)他5社については、当連結会計年度において設立したため、持分法適用会社を含めております。また、安徽華数電子科技有限責任公司については、当連結会計年度において買収したため、持分法適用会社を含めております。一方、前連結会計年度まで持分法適用会社であったNSソーラーマテリアル(株)は、当連結会計年度において清算結了のため、持分法適用会社から除外しております。

(2) 持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の名称等

主要な会社等の名称

シャープ・テレコミュニケーションズ・オブ・ヨーロッパ・リミテッド

持分法を適用していない理由

連結純損益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないためであります。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

夏普弁公設備(常熟)有限公司他20社は12月31日が事業年度の末日であります。

スカイテック・ユー・エム・シー・リミテッド他3社は6月30日が事業年度の末日であります。

連結計算書類の作成に当たって、これらの会社については、連結会計年度の末日現在で実施した仮決算に基づく計算書類を使用しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……………主として期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として総平均法により算定)

時価のないもの……………主として総平均法による原価法

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

当社及び国内連結子会社は、主として移動平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法)により評価しております。

在外連結子会社は、移動平均法による低価法により評価しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

当社及び国内連結子会社

定率法を採用しております。

ただし、三重工場及び亀山工場の機械及び装置については、定額法によっております。

また、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)及び平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

在外連結子会社

定額法を採用しております。

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、主として社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法、製品組込ソフトウェアについては、見込販売数量に基づく方法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

③製品保証引当金

製品の保証期間内のアフターサービスに要する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来の保証見込額を加味して計上しております。

④販売促進引当金

当連結会計年度の売上に係る販売促進費等の将来の支払に備えるため、代理店・販売店への当連結会計年度の売上に係る販売促進費等の支払見積額を計上しております。

⑤事業構造改革引当金

事業構造改革に伴い将来発生する費用に備えるため、その発生見込額を計上しております。

⑥買付契約評価引当金

原材料を長期間にわたって購入する契約について、原材料の市場価格が契約上の購入価格に比べ大幅に下落している場合に、将来の当該契約の履行に伴って、今後の生産・販売事業から発生する損失に備えるため、契約上の購入価格と直近の市場価格との差額を契約損失見込額として計上しております。

(4) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①繰延資産の処理方法

社債発行費

社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

②退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

過去勤務費用は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による按分額により費用処理しております。

数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による按分額により翌連結会計年度から費用処理することとしております。

③のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却は、効果の発現する期間の見積りが可能なものについてはその年数で、それ以外のものについては5年間で均等償却しております。ただし、金額に重要性がない場合には、発生年度において全額償却しております。

④消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

⑤連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更等に関する注記)

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当連結会計年度において、連結計算書類に与える影響額は軽微であります。

(会計上の見積りの変更)

当社及び国内連結子会社は、従来、退職給付に係る負債の数値計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数を、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数である14年としておりましたが、平均残存勤務期間が短縮したため、当連結会計年度より費用処理年数を13年に変更しております。

この結果、従来の費用処理年数によった場合に比べ、当連結会計年度の営業利益、経常利益は5,530百万円増加し、税金等調整前当期純損失は同額減少しております。

(表示方法の変更に関する注記)

連結貸借対照表

- (1) 前連結会計年度において区分掲記していた「流動資産」の「未収入金」(当連結会計年度37,885百万円)は、重要性が乏しくなったため、「流動資産」の「その他」に含めて表示することといたしました。
- (2) 前連結会計年度において「有形固定資産」の「その他」に含めて表示していた「建設仮勘定」は、重要性が増したため、区分掲記することといたしました。なお、前連結会計年度の金額は、7,916百万円であります。
- (3) 前連結会計年度において区分掲記していた「無形固定資産」の「工業所有権」(当連結会計年度259百万円)は、重要性が乏しくなったため、「無形固定資産」の「その他」に含めて表示することといたしました。
- (4) 前連結会計年度において区分掲記していた「投資その他の資産」の「繰延税金資産」(当連結会計年度13,879百万円)は、重要性が乏しくなったため、「投資その他の資産」の「その他」に含めて表示することといたしました。
- (5) 前連結会計年度において区分掲記していた「流動負債」の「預り金」(当連結会計年度10,808百万円)は、重要性が乏しくなったため、「流動負債」の「その他」に含めて表示することといたしました。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. たな卸資産の内訳

製品	146,708百万円
仕掛品	27,995百万円
原材料及び貯蔵品	43,188百万円
合計	217,892百万円

2. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	24,637百万円
受取手形及び売掛金	48,199百万円
たな卸資産	71,306百万円
流動資産のその他	8,640百万円
建物及び構築物	138,647百万円
機械装置及び運搬具	15,045百万円
工具、器具及び備品	1,373百万円
土地	82,354百万円
投資有価証券	33,816百万円
投資その他の資産のその他	662百万円
合計	424,683百万円

(2) 担保に係る債務

短期借入金	11,527百万円
長期借入金	426,693百万円
合計	438,221百万円

当連結会計年度末において担保に供している現金及び預金のうち20,122百万円は、スタンバイ信用状開設のための担保に供しております。また、上記の他、連結上相殺消去されている連結子会社株式の一部を長期借入金の担保に供しております。

3. 偶発債務

(1) 保証債務

従業員住宅資金借入に対する保証	9,542百万円
-----------------	----------

(2) 生産拠点で使用する電気等の供給に係る長期契約関連

堺工場において太陽電池を生産するために必要な電気等の供給につき、複数のサプライヤーとの間で長期契約を締結しております。当該契約の当連結会計年度末の未経過残高は合計で32,528百万円(残年数は0.5年から11.75年)となっており、いずれも中途解約は不能であります。

当該電気等の供給に関する長期契約により、年間480メガワットの太陽電池生産が可能となっておりますが、堺工場における実際の生産量は現在年間160メガワット程度に留まっており、これらの長期契約は、エネルギーソリューション事業の割高な生産コストの原因となっております。しかし、堺工場における電気等の市場価格や当該契約によらない場合の電気等の調達価格及びそれらに基づく適正な生産コストの算定はできないため、当該契約に係る損失の見積りは困難であります。

(連結損益計算書に関する注記)

1. 減損損失の内訳

用途	種類	場所
事業用資産 (エネルギーソリューション 生産設備等)	機械装置及び運搬具、 ソフトウェア等	エネルギーソリューション事業本部 奈良県葛城市 大阪府堺市他
事業用資産 (ディスプレイデバイス 生産設備等)	建物及び構築物、 建設仮勘定等	ディスプレイデバイスカンパニー 三重県多気町 三重県亀山市
遊休資産等	建物及び構築物、 土地等	大阪府大阪市 広島県三原市 栃木県矢板市 奈良県天理市他
遊休資産等	機械装置及び運搬具等	米国、中国他

当社グループは、事業用資産については事業所及び事業の種類等を総合的に勘案してグルーピングを行い、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

エネルギーソリューション事業本部の当事業用資産については、収益性が低下し投資額の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度に当該減少額(698百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、機械装置及び運搬具290百万円、ソフトウェア317百万円、その他90百万円であります。なお、回収可能価額の算定は、建物、土地については鑑定評価に基づく正味売却価額によっております。また、その他の資産については正味売却価額を零としております。

ディスプレイデバイスカンパニーの当事業用資産については、収益性が低下し投資額の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度に当該減少額(24,985百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物15,842百万円、建設仮勘定8,948百万円、その他195百万円であります。なお、回収可能価額の算定は、建物、機械装置、土地については鑑定評価等に基づく正味売却価額によっております。また、その他の資産については正味売却価額を零としております。

当社遊休資産等については、将来使用見込みがなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度に当該減少額(8,016百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物及び構築物3,948百万円、土地3,729百万円、その他338百万円であります。なお、回収可能価額の算定は、土地については鑑定評価等に基づく正味売却価額によっております。また、その他の資産については正味売却価額を零としております。

一部の連結子会社における米国、中国の遊休資産等については、将来使用見込みがなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当連結会計年度に当該減少額（966百万円）を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、機械装置及び運搬具848百万円、その他118百万円であります。なお、回収可能価額は使用価値により測定しておりますが、将来キャッシュ・フローが見込めないことにより、零と評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末における発行済株式の種類及び総数

普通株式	4,983,165,584株
A種種類株式	200,000株
B種種類株式	－株
C種種類株式	11,363,636株

(注) B種種類株式については、平成28年8月12日に、株主であるジャパン・インダストリアル・ソリューションズ第㊦号投資事業有限責任組合から、B種種類株式25,000株全部を取得し、平成28年9月30日に会社法第178条の規定に基づき消却しております。

2. 配当に関する事項

- (1) 配当金支払額
該当する事項はありません。
- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
該当する事項はありません。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、主に電気通信機器・電気機器及び電子応用機器全般並びに電子部品の製造販売事業を行うための設備投資計画に照らし、必要な資金を調達(主に銀行借入や社債発行)しております。

短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。長期借入金、社債は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであります。デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務等に係る為替の変動リスクに対するヘッジ取引を目的とした為替予約取引であります。

これら金融商品は信用度の高い金融機関と取引を行っております。

当社の営業債権については、主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。連結子会社についても、同様の管理を行っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	482,117	482,117	－
(2) 受取手形及び売掛金	375,564	375,313	△ 250
(3) 有価証券及び投資有価証券			
①子会社株式及び関連会社株式	0	2,922	2,922
②その他有価証券	36,601	36,601	－
資産計	894,282	896,954	2,672
(4) 支払手形及び買掛金	306,007	306,007	－
(5) 電子記録債務	44,560	44,560	－
(6) 短期借入金	113,534	113,534	－
(7) 社債	40,000	39,242	△ 758
(8) 長期借入金	490,333	490,433	100
負債計	994,436	993,778	△ 657
(9) デリバティブ取引(*)	1,739	△ 57	△ 1,797

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる場合は、△で示しております。

(注 1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

- (1) 現金及び預金
預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (2) 受取手形及び売掛金
受取手形及び売掛金のうち短期で決済されるものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
また、売掛金のうち回収が長期にわたるものの時価は、一定の期間ごとに区分した債権ごとに債権額を満期までの期間及び信用リスクを加味した利率により割り引いた現在価値によっております。
- (3) 有価証券及び投資有価証券
これらの時価については、株式は主に期末前 1 ヶ月の取引所価格の平均に基づいております。
- (4) 支払手形及び買掛金
支払手形及び買掛金は短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (5) 電子記録債務
電子記録債務は短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (6) 短期借入金
短期借入金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。
- (7) 社債
社債の時価については、市場価格によっております。
- (8) 長期借入金
長期借入金は、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。
- (9) デリバティブ取引
為替予約等の振当処理によるものの時価は、期末日の先物為替相場により算定しております。

(注 2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額88,183百万円)及び出資金(連結貸借対照表計上額26,486百万円)は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

賃貸等不動産の状況及び時価に関する事項

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1 株当たり純資産額	15円41銭
2. 1 株当たり当期純損失	6円86銭

(重要な後発事象に関する注記)

単元株式数の変更及び株式併合

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において、平成29年6月20日開催の第123期定時株主総会に単元株式数の変更及び株式併合について付議することを決議いたしました。

(1) 単元株式数の変更

①変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更します。

②変更の内容

平成29年10月1日をもって単元株式数を1,000株から100株に変更します。

(2) 株式併合

①株式併合を行う理由

上記「(1) 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を1,000株から100株にするにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整するため、株式併合を行います。

②併合の内容

- a 併合する株式の種類 普通株式及びC種種類株式
- b 併合の方法・比率 平成29年10月1日をもって、同年9月30日現在の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、10株につき1株の割合で併合します。

③併合により減少する株式数（平成29年3月31日現在）

	普通株式	C種種類株式
併合前の発行済株式総数	4,983,165,584株	11,363,636株
併合により減少する株式数	4,484,849,026株	10,227,273株
併合後の発行済株式総数	498,316,558株	1,136,363株

(注) 「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

④1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数の割合に応じて金銭をお支払いします。

(3) 単元株式数の変更及び株式併合の日程

取締役会決議日	平成29年5月12日
定時株主総会決議日	平成29年6月20日（予定）
単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日	平成29年10月1日（予定）

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当連結会計年度の期首に実施されたと仮定した場合の、当連結会計年度における1株当たり情報は以下のとおりです。

1株当たり純資産額	(円)	154円12銭
1株当たり当期純損失	(円)	68円56銭

計算書類

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式……………総平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定)

時価のないもの……………総平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

製品、原材料、仕掛品……………移動平均法による原価法

(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品……………最終取得原価法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

ただし、三重工場及び亀山工場の機械及び装置については、定額法によっております。

また、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く)及び平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、主として社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法、製品組込ソフトウェアについては、見込販売数量に基づく方法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

- (3) 製品保証引当金
製品の保証期間内のアフターサービスに要する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来の保証見込額を加味して計上しております。
- (4) 事業構造改革引当金
事業構造改革に伴い将来発生する費用に備えるため、その発生見込額を計上しております。
- (5) 買付契約評価引当金
原材料を長期間にわたって購入する契約について、原材料の市場価格が契約上の購入価格に比べ大幅に下落している場合に、将来の当該契約の履行に伴って、今後の生産・販売事業から発生する損失に備えるため、契約上の購入価格と直近の市場価格との差額を契約損失見込額として計上しております。
- (6) 関係会社事業損失引当金
関係会社の事業の損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案して、損失負担見込額を計上しております。
- (7) 退職給付引当金
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による按分額により費用処理しております。
数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(13年)による按分額により翌事業年度から費用処理することとしております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

- (1) 繰延資産の処理方法
社債発行費
社債の償還までの期間にわたり定額法により償却しております。
- (2) 退職給付に係る会計処理
退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
- (3) 消費税等の会計処理
税抜方式によっております。
- (4) 連結納税制度の適用
連結納税制度を適用しております。

(会計方針の変更等に関する注記)

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

なお、当事業年度において、計算書類に与える影響額は軽微であります。

(会計上の見積りの変更)

当社は、従来、退職給付引当金の数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理年数を、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数である14年としておりましたが、平均残存勤務期間が短縮したため、当事業年度より費用処理年数を13年に変更しております。

この結果、従来、費用処理年数によった場合に比べ、当事業年度の営業利益、経常利益は3,896百万円増加し、税引前当期純損失は同額減少しております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 担保に供している資産及び担保に係る債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	22,719百万円
受取手形	318百万円
売掛金	54,874百万円
製品	35,424百万円
仕掛品	18,985百万円
原材料及び貯蔵品	2,658百万円
流動資産のその他	12,696百万円
建物	131,308百万円
構築物	3,925百万円
機械及び装置	14,950百万円
車両運搬具	6百万円
工具、器具及び備品	1,364百万円
土地	81,065百万円
投資有価証券	32,474百万円
関係会社株式	19,813百万円
関係会社出資金	569百万円
合計	433,157百万円

(2) 担保に係る債務

長期借入金	426,693百万円
-------	------------

当事業年度末において担保に供している現金及び預金のうち20,122百万円は、スタンドバイ信用状開設のための担保に供しております。

2. 有形固定資産の減価償却累計額	1,678,934百万円
-------------------	--------------

3. 偶発債務

(1) 保証債務

従業員住宅資金借入に対する保証	9,542百万円
リース債務に対する保証	
シャープエレクトロニクスマーケティング(株)	142百万円
シャープビジネスソリューション(株)	31百万円
シャープサポートアンドサービス(株)	66百万円
シャープ・ビジネス・システムズ・フランス・エス・エー・エス	304百万円
シャープ・エレクトロニクス・ベネルクス・ビー・ヴィ	23百万円
シャープ・エレクトロニクス・イタリア・エス・ピー・エー	14百万円
シャープ・ビジネス・システムズ・ユークー・ピー・エル・シー	2百万円
合計	<u>10,127百万円</u>

(2) 生産拠点で使用する電気等の供給に係る長期契約関連

堺工場において太陽電池を生産するために必要な電気等の供給につき、複数のサプライヤーとの間で長期契約を締結しております。当該契約の当事業年度末の未経過残高は合計で32,528百万円（残年数は0.5年から11.75年）となっており、いずれも中途解約は不能であります。

当該電気等の供給に関する長期契約により、年間480メガワットの太陽電池生産が可能となっておりますが、堺工場における実際の生産量は現在年間160メガワット程度に留まっており、これらの長期契約は、エネルギーソリューション事業の割高な生産コストの原因となっております。しかし、堺工場における電気等の市場価格や当該契約によらない場合の電気等の調達価格及びそれらに基づく適正な生産コストの算定はできないため、当該契約に係る損失の見積りは困難であります。

4. 関係会社に対する短期金銭債権	236,726百万円
関係会社に対する長期金銭債権	2百万円
関係会社に対する短期金銭債務	141,421百万円
関係会社に対する長期金銭債務	3,057百万円

(損益計算書に関する注記)

- | | |
|-----------------------|--------------|
| 1. 関係会社に対する売上高 | 1,206,931百万円 |
| 関係会社よりの仕入高 | 707,743百万円 |
| 関係会社との営業取引以外の取引による取引高 | 76,089百万円 |
| 2. 減損損失の内訳 | |

用途	種類	場所
事業用資産 (エネルギーソリューション 生産設備等)	機械及び装置、 ソフトウェア等	エネルギーソリューション事業本部 奈良県葛城市 大阪府堺市他
事業用資産 (ディスプレイデバイス 生産設備等)	建物、 建設仮勘定等	ディスプレイデバイスカンパニー 三重県多気町 三重県亀山市
遊休資産等	建物、土地等	大阪府大阪市 広島県三原市 栃木県矢板市 奈良県天理市他

当社は、事業用資産については事業所及び事業の種類等を総合的に勘案してグルーピングを行い、遊休資産については個別資産ごとにグルーピングを行っております。

エネルギーソリューション事業本部の当事業用資産については、収益性が低下し投資額の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当事業年度に当該減少額(698百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、機械及び装置287百万円、ソフトウェア317百万円、その他93百万円であります。なお、回収可能価額の算定は、建物、土地については鑑定評価に基づく正味売却価額によっております。また、その他の資産については正味売却価額を零としております。

ディスプレイデバイスカンパニーの当事業用資産については、収益性が低下し投資額の回収が見込めなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当事業年度に当該減少額(24,985百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物15,842百万円、建設仮勘定8,948百万円、その他195百万円であります。なお、回収可能価額の算定は、建物、機械装置、土地については鑑定評価等に基づく正味売却価額によっております。また、その他の資産については正味売却価額を零としております。

当社遊休資産等については、将来使用見込みがなくなったことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当事業年度に当該減少額(8,016百万円)を減損損失として特別損失に計上しております。その内訳は、建物3,871百万円、土地3,729百万円、その他416百万円であります。なお、回収可能価額の算定は、土地については鑑定評価等に基づく正味売却価額によっております。また、その他の資産については正味売却価額を零としております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

10,556,161株

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産の発生主な原因は、たな卸資産、固定資産、繰越欠損金等であり、評価性引当額を控除しております。

繰延税金負債の発生主な原因は、その他有価証券評価差額金、固定資産圧縮積立金等であります。

(関連当事者との取引に関する注記)

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	シャープ エレクトロニクス マーケティング㈱	所有 直接 100.0%	当社製品の販売	売上 (注1)	213,857	売掛金	26,677 (注10)
				担保資産の受入 (注2) (注3) (注4) (注5) (注6)	426,693 (注7)	—	—
子会社	シャープ エネルギー ソリューション㈱	所有 直接 100.0%	当社製品の販売及び 設置工事	担保資産の受入 (注2) (注4) (注5) (注6)	426,693 (注7)	—	—
				資金の預り (注8)	18,497 (注9)	預り金	15,780
				利息の支払 (注8)	61	—	—
子会社	シャープ ビジネス ソリューション㈱	所有 直接 100.0%	ソフトウェアの開発 販売及び当社製品の 販売・アフターサー ビス	担保資産の受入 (注2) (注3) (注4) (注6)	426,693 (注7)	—	—
				資金の預り (注8)	14,203 (注9)	預り金	14,900
				利息の支払 (注8)	59	—	—
子会社	シャープ トレーディング㈱	所有 直接 100.0%	当社製品及び当社デ バイスの輸入	仕入 (注1)	240,516	買掛金	17,966 (注10)
子会社	シャープ・ エレクトロニクス・ コーポレーション	所有 直接 100.0%	当社製品の販売	売上 (注1)	685,203	売掛金	76,268
子会社	無錫夏普電子元器件 有限公司	所有 直接 49.5% 間接 30.5%	当社製品の製造	売上 (注1)	23,034	売掛金	24,615
				仕入 (注1)	322,827	買掛金	31,225
子会社	南京夏普電子有限公司	所有 直接 84.1% 間接 15.9%	当社製品の製造	ロイヤリティ等 の受取 (注1)	12,151	売掛金	22,505

- (注1) 価格その他の取引条件は、交渉の上、適正な価格で決定しております。
- (注2) 当社の金融機関からの借入金に対して、同社が保有する取引債権の担保提供を受けております。
- (注3) 当社の金融機関からの借入金に対して、同社が保有する有価証券の担保提供を受けております。
- (注4) 当社の金融機関からの借入金に対して、同社が保有するたな卸資産の担保提供を受けております。
- (注5) 当社の金融機関からの借入金に対して、同社が保有する土地等の不動産の担保提供を受けております。
- (注6) 担保提供料の支払は行っておりません。
- (注7) 取引金額には担保に係る債務の期末残高を記載しており、全て当社の平成24年9月27日及び平成25年6月25日に締結した金銭消費貸借契約による借入残高426,693百万円に係るものであります。
- (注8) 資金の預りは当社グループで行っているグループファイナンスに係るものであり、利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (注9) 資金の預りの取引金額は期中平均残高を記載しております。
- (注10) 期末残高には、消費税等を含んでおります。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	SIO International Holdings Limited (注1)	被所有 直接 8.45%	なし	株式の譲渡 (注2)	17,170	－	－
				譲渡損 (注2)	4,175		

- (注1) 当社の親会社である鴻海精密工業股份有限公司の董事長であるテリー・ゴウ氏が実質的に支配している会社であります。
- (注2) 当社の関連会社である堺ディスプレイブロダクト(株)の株式を一部譲渡したものであります。取引にあたっては、第三者機関が行った価値評価に基づいて取引額を決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- 1. 1 株当たり純資産額 16円19銭
- 2. 1 株当たり当期純損失 5円36銭

(重要な後発事象に関する注記)

単元株式数の変更及び株式併合

当社は、平成29年5月12日開催の取締役会において、平成29年6月20日開催の第123期定時株主総会に単元株式数の変更及び株式併合について付議することを決議いたしました。

(1) 単元株式数の変更

①変更の理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月1日までにすべての国内上場会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しています。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更します。

②変更の内容

平成29年10月1日をもって単元株式数を1,000株から100株に変更します。

(2) 株式併合

①株式併合を行う理由

上記「(1) 単元株式数の変更」のとおり、単元株式数を1,000株から100株にするにあたり、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整するため、株式併合を行います。

②併合の内容

- a 併合する株式の種類 普通株式及びC種種類株式
- b 併合の方法・比率 平成29年10月1日をもって、同年9月30日現在の株主名簿に記載された株主様の所有株式数を基準に、10株につき1株の割合で併合します。

③併合により減少する株式数（平成29年3月31日現在）

	普通株式	C種種類株式
併合前の発行済株式総数	4,983,165,584株	11,363,636株
併合により減少する株式数	4,484,849,026株	10,227,273株
併合後の発行済株式総数	498,316,558株	1,136,363株

(注) 「併合により減少する株式数」及び「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数及び株式の併合割合に基づき算出した理論値です。

④1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、端数が生じた株主の皆様に対して、その端数の割合に応じて金銭をお支払いします。

(3) 単元株式数の変更及び株式併合の日程

取締役会決議日	平成29年5月12日
定時株主総会決議日	平成29年6月20日（予定）
単元株式数の変更及び株式併合の効力発生日	平成29年10月1日（予定）

(4) 1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が当事業年度の期首に実施されたと仮定した場合の、当事業年度における1株当たり情報は以下のとおりです。

1株当たり純資産額	(円)	161円92銭
1株当たり当期純損失	(円)	53円59銭